

【研究ノート】

シャーキャチョクデン著 『了義を一つに成就すべき論書の詳細な注釈』考
(XI)

原田 覺

本稿は下記拙稿に接続するものであり、以下に現代語訳する資料などについて、特に科文の全体的構成については下記拙稿(I)を参照頂きたい。

「シャーキャチョクデン著『了義を一つに成就すべき論書の詳細な注釈』考(I、II、III、IV、V、VI、VII、VIII、IX、X)」『国士館哲学』10、11、12、13、14、15、16、17、18、19号、国士館大学哲学会、東京、2006(平成18)、2007(平成19)、2008(平成20)、2009(平成21)、2010(平成22)、2011(平成23)、2012(平成24)、2013(平成25)、2014(平成26)、2015(平成27)年

【第18段落】然らば| [密]咒[の]意義を思量し了ってから空性を憶念[する]道 dran lam に投じ了(4/5)て修習すると説示したその意味は何かと[いう]ならば| それ[たる]時のその成就者が以前[に]成熟する[ように]為す snon smin byed 次第に依り了ってから喩の智が相続に生じ了り終ったものであるのであるならばマア| 実践に入るその時にも[密]咒[の]意義を思量しただけによって空性を憶念[する]道と為し了ってから道の(5/6)諸次第を成就する様に為すうえ| また以前[に]成熟する[ように]為す加持の時にその如くの智は生じ了らず且つ| 総の義の理解力だけはまた発生しないならば| 波羅蜜多乗の道理によって空性で

あると決定し了ってから| [密]咒を詮説し了ろうと詮説し了らなからうとも適切であって| (6/7) [何故ならば]その空の本性から成就すべく為されるべき何であるのであれそれを成就し了ってから習熟する様に為されたことによって現前[識]の智が生じると確かであるのは方便に熟達する一差別なのである| |

著者は敵者の反論として、著者が密「咒[の]意義を思量し」「てから空性を憶念[する]道に投じ」「て修習すると説示した」「意味は何かと」という問いを想定し、それに対して「その」「時の」「成就者が以前[に]成熟」させる「次第に依」「ってから喩の智が相続に生じ」「たものである」「ならば」「実践に入る」「時にも[密]咒[の]意義を思量しただけで」「空性を憶念[する]道と為し」「てから道の諸次第を成就」させるし「また以前[に]成熟」させる「加持の時にその如くの智は生じ」「ず」「総の義の理解力だけは」「発生しないならば」「波羅蜜多乗の道理によって空性であると決定し」「てから」「[密]咒を詮説し」しようとする「も適切である」とし、その論拠として「その空の本性から成就」「されるべき」「を成就し」「てから習熟」「されたことによって現前[識]の智が」「確かに」「生じる」「のは方便に熟達する一差別」「である」とする。

【第19段落】このことに対して他の人々は曰く| 「中[観]帰謬派の道理によって究明する様に **phu thag chod par** 為す必要があるのである| |」(62a7/b1) というのは| 一般的に[密]咒の空性を修習することに於いてそれによって差別が同意されることは| [密]咒[の考え]方から遠くに違背するに終わり了らず| その様[に]或るもの[kha] **cig** が必要な時でもその如く[に]確定しなくて| [何故ならば]他[による]空の道理によっても所取[と]能取[と]に固執することは破滅し了るうえ| 二[として](1/2)無い智を余剰に置いたそれのみによってこの間の智慧資糧が積まれる **sog/gzog** 対象が成立するが故[に]であり| それから他に| 自己[によって]空である、が無い否定のみに等持する必要があるならば| それから顕現する方面(現分)を成就したその時[に]大象の沐浴と同様に(2/3)成ることでないのか| 然らば汝の側にも自己[によっ

て]空である見解によって智慧資糧が積まれる[こと]に入る時その如く
[に帰]謬することでないのであるのかと[いう]ならば| 我々によつて
は| [密]咒[の考え]方に於ける聞[学と]思[量と]の時[に]自己[による]
]空の見解によって増益を断じたけれど| 修習(3/4)によって実践する
次第は最後のご教誨の了義に確定する様に為す必要が分かる[と]再々
説示し了り終ったそれそのものなのである| |

著者は前段落の敵者とは別の「人々」が、密「咒」[の]意義]によってではなく「中[観]帰謬派の道理によって究明」させる「必要がある」と主張するのに対して「一般的に[密]咒の空性を修習すること」「によって差別が同意される」の「は」「[密]咒[の考え]方」に「違背する」丈でなく「その様[に]或るものが必要な時もその如く[に]確定しな」いとし、その論拠として「他[による]空の道理によつても所取[と]能取[と]に固執することは破滅し」「二[として]無い智を余剰に置いた」こと「のみによつてこの間の智慧資糧が積まれる対象が成立するが故」に「である」とし、更に「その」「他」の敵者の反論として「自己[によつて]空である、が無い否定のみに等持する必要があるならば」「その」「等持」「から顕現する方面(現分)を成就した」「時[に]大象の沐浴と同様に成る」「ので」「ない」「のか」また「然らば」著者「の側にも自己[によつて]空である見解によって智慧資糧が積まれる[こと]に入る時その如く[に帰]謬する」「ので」「ない」「のか」という反論を想定し、それに対しては「我々」「は」密「咒」[の考え]方に於ける聞「思」「の時[に]自己[による]空の見解によって増益を断じたけれど」「修習によって実践する次第は最後の」「教誨の了義に確定」させる「必要が分かる[と]再々説示し」「たそれそのものなのである」とする。

【第20段落】 その意義に付いてお考えになってから| 主尊[たる]Sa
skya pa の仰せによつて| 「加行[たる]智慧資糧が積まれる時[に]|
空性を強制的に修習することと| 破壊し了って(4/5)から修習すること」と仰せになったのであるのだが| 空性の領悟のみも発生しない鈍根に| 最初そのものからその二の修習する[やり]方[の]何でも善いーによつて充分であると教示するのでマアないのであるのだ| |

著者は、前段落の「意義に付いて」「考え」た上での主張として **Sa skya pa** の一種類の主張を引用した上で「空性の領悟」すら「発生しない鈍根に」「最初」「から」**Sa skya pa** の言う「二の修習する[やり]方」の内「一」で「充分であると教示するので」「ない」とする。

【第21段落】「それから典籍[の]根本(正文)に| と云われるこれが成立したものなのである| |」と[いう]のは| [密]咒(5/6)と木車[と]の二の規矩から最後のご教誨の了義が中[観]と成立したと[いう]ことなのである| |これに対して或る者は| これ[たる]話として論駁して| 「最後のご教誨を了の義を有つもの[として]成就することに於いて| 能立の経教は無く且つ| 道理と矛盾するのである| その[やり]方はまた| 経教が有るならば『解(6/7)深密[経]』から勝義決定の品 **Don dam rnam nes kyi lehu[r]**に説示されたそれそのものであるのである必要があるけれども| その様[に]それは言葉が如何であれ[それがそうである]通りのものでないのである未了義そのものとして月[称]の足下などが注釈し了り終わったのである| |道理も| 最後のご教誨に於いては依他[起性]と円成[実性と]は諦実[有](62b7/63a1)そのものとして説示されたうえ| それは唯心の見解から離脱し了っていないことそして| その様[に]承認したならば般若[波羅]蜜多の経と矛盾したものであるのだ| |」と云い| これの回答として| 一般的[に]説示されたことと| 勝義決定 **rnam nas/nes** の品に説示されたこ[と]との(1/2)了義を中[観]に能立する経教[と]道理[と]が有るものなのである| |

著者は典拠を明示しない、筆者には文意も不明な一種類の引証を提示し、密「咒と木車[と]の二」「規矩から最後の」「教誨の了義が中[観]と成立したと[いう]こと」「である」とした上で「これに対」する「或る者」の「論駁」として「最後の」「教誨を了」「義を有つもの[として]成就することに於いて」「能立の経教は無く」「道理と矛盾」し『解深密[経]』の「勝義決定の品」「に説示された」「もので」なければならぬ「けれど」「その様[に]それは」「言葉」「通りのものでない」「未了義」「として月[称]」「などが注釈し」

「た」とし、更に「道理も」「最後の」「教誨に於いては依他[起性]と円成[実性と]は諦実」有「として説示され」「それは唯心の見解から離脱し」「て」おらず」「その様[に]承認したならば般若[波羅]蜜多の経と矛盾」すると「云」うけれど、それに対する「回答として」は「一般的[に]説示されたことと」「勝義決定の品に説示されたこと[と]」の了義を中[観]に能立する経教[と]道理[と]が有る」「のである」とする。

【第22段落】最初は| 一般的[に]法を教示する[やり]方の若干程度の次第は有るけれども| 後そのものは最も甚深で且つ| 凡夫[たる]異生の知覚に顕現するものと一致するものそのものを初めに教示して| 次第に逐次[に]甚深として[の]空性は勝者が(2/3)法を教示する[やり]方の次第なのであって| [何故ならば]如何であれ話として| 「正字[学]等は如何なる如く[に]であれ| |文字[たる]字母を誦読させる如く[に]| |」と[いう]こと等して| 「誰々は何々に喜ぶことは| |彼のそれぞれを以前に説示され了る[ように]為されるべし| |」と[いう]こと等して| 「真実を追求する tshol/htsho うえ初めには| |一切は有る(3/4)と詮説されるべく為されるべし| |」と[いう]等して| 「大象をご覧になる[なり]方を為さってから| |」と[いう]等[の]能立の因由からして| 分からせる(理由の)喩例はまた| 経[と密]咒[との]二の時[に]| [密]咒を最後に仰せになったこととして| 宗義を述べる四[者]の末尾に(4/5)中[観]をお仰せになったこととして| 『陀羅尼の自在王が請問した経』 *gZuns kyi dbaṅ phyug rgyal pos shus paḥi mdo*(北京版No.?)そして| 竜樹ご父子の典籍で第三次第の法輪の二の相似しない設定が生起したけれども| 第三[法輪]は最も甚深そのものとして説示することに於いて相似していること[それがそうである]通り[に]である| |

著者は前段落の「一般的[に]説示された」「了義を中[観]に能立する経教[と]道理[と]が有る」とする「最初」の自己の主張について「一般的[に]法を教示する[やり]方」に「若干程度の次第は有」って「後」「のものは最も甚深で」「凡夫」「異生の知覚に顕現するものと一致するもの」「を初めに教

示し「次第に逐次[に]甚深」の「空性」を「教示する」のが「勝者が法を教示する[やり]方の次第である」とし、その論拠として典拠を明示しない四種類の引証を提示し、それ等が「能立の因由」であるとし、また理由の「喩例」として、第一に「經[と密]咒」のうち密「咒を最後に仰せになった」とし、第二に「宗義を述べる四[者]の末尾に中[觀]をお仰せになった」とし、第三に何故か『陀羅尼の自在王が請問した經』の題目を挙げた上で「竜樹」「父子の典籍で三次第の法輪の二の相似しない設定が生起したけれど」「第三[法輪]は最も甚深」である「として説示」して「相似している」「通り」「である」とする。

【第23段落】第二に於いて | (5/6)能立が有ることと | 不饒益(害)[するように]為すものは無いこと[との]二から最初は | 『解深密[經]』に於いて | 「第三の法輪のその方面で法の輪を転じたこれは無上でありますもの[で] | 過程でありませぬもの[で] | 了の義[で] | 論争の基礎に変じなかつたもの[で] | 」と[説示されたり]そして | (6/7)「為に為されるべき所化を説示する時に | 一切の乗に於いて真実に入ったもの | 」と説示したり | 「最初[と]第二[と]の法輪の方面に対して上に在ります | 」と[説示する]等そして | 「所化はまた声聞の乗に於いて | 」と[説示したり]そして | 「大乘に於いて真(63a7/b1)実に入ったもの | 」と説示したり | 最初の[法]輪に対してその如くに説示することそれは | それより上に他の[法]輪が在りますことと | 法の無我を完全に [は]教示しなかつたこと[と]等をお考えになり且つ | 所化がまた声聞の菩提に向かう(1/2)見解のみだけから[他に]重要として教示しなかつたことに付いてお考えになったのであるのだけれど | 中間の[法]輪に対してその如く[に]説示するそれは | そこに於いて聞[学と]思[量と]によって全ての増益を断つた、が無いと否定すべきことのみだけを教示したけれど | 実行すべく為されるべき了義を教示しなかつたことに付いて思惟し了って(2/3)から | 上に在りますもの等によって教示されたのである | |

著者は第21段落の「第二」である「勝義決定の品に説示された」「了義を

中[観]に能立する経教[と]道理[と]が有る」とする主張を、第一に「能立が有ること」第二に「不饒益(害)」させる「ものは無いこと」の二に開き、その内の「最初」として『解深密[経]』から五種類の経証を提示した上で「最初の[法]輪に対して」経証「の如くに説示すること」「は」「上に他の[法]輪が在る」「こと」「法の無我を完全に[は]教示しなかったこと」「等を」「考え」また「所化が」「声聞の菩提に向かう見解」以外に「重要として教示しなかったこと」を「考え」「たの」「だけれど」「中間の[法]輪に対して」経証の「如く[に]説示する」の「は」「中間の[法]輪」「に於いて聞」「思」「によって全ての増益を断った」「が無い」「否定」「だけを教示したけれど」「実行」「されるべき了義を教示しなかったこと」を「思惟し」「てから」「上に在る」「第三の法輪」「によって教示されたのである」とする。

【第24段落】それから生起する空性[たる]が無い[と]否定すべきそれは未了義でもあるのであって| [何故ならば]反体 **ldog pa**[たる]他を排除する[こと]**gshan sel** から離脱し了らないことによって勝義としては不適切であるが故[に]そして| 主要な勝義であるのであるならば瑜伽[師の]現前[識]の主要な理解する[ように]為されるべき[こと]であるのである必要があること(3/4)から| このことに対しては| 月[称]が『明句[論]』末尾で経を引用し了ったことから「一切智者の智の対境から離脱した」と説示したことそして| 寂天 **Shi ba lha** が| 「勝義は知覚の行境でないのだ| |」と[いう]のはまた、が無い[と]否定すべきこれに付いて思惟したが故[に]| 所化[にとって]は大(4/5)乗に於いて真实性として説示されたことも劣った乗に於いてこの見解が必要であることは無いことはまたその経の自宗であるのであるが故[に]なのである| |

著者は「中間の[法]輪」「から生起する空性」たる「が無い」「否定」「は未了義で」「ある」とし、その論拠として第一に「反体[たる]他を排除する[こと]から離脱し」「ない」ので「勝義としては不適切であるが故」にであり、第二に「主要な勝義である」「ならば瑜伽[師の]現前[識]にとって「主要な理解」「されるべき」こと「である必要がある」けれど「このことに対して」として「月」称の『明句[論]』と「寂天」とから各一種類の教証を提示

した上で、それ「は」「が無い」「否定」「に付いて思惟したが故」にであり、第三に「所化[にとって]は大乗に於いて真実性として説示し「た」「ことも劣」「乗に於いてこの見解が必要で」「無いことは」「その経の自宗である」「が故」に「である」とする。

【第25段落】 第三の[法]輪に於いて無上でありますものと[いう]等が教示することは| 中間の[法]輪の直接[的に]教示した見解を聞[学と]思[量と]によって決(5/6)定すべく為されるべき[で]それは| 中間のご教誨そのものに於いて教示されり終わった後に修習によって経験される[ように]為されるべき了義を教示したもので[で]これは無上でありますものと[いう]等なのである| |

著者は「第三の[法]輪に於いて無上」「と」という「等が教示する」の「は」「中間の[法]輪の直接[的に]教示した見解を聞」「思」「によって決定」「されるべき」ことで「それは」「中間の」「教誨」「に於いて教示され」「た後に修習によって経験」「されるべき了義を教示したもので」「これは無上である」「と」という「等」「である」とする。

【第26段落】 ここに於いて了の義であると生起するその識別は| 二者の車轍によって相応しないと説示して| [何故ならば]一(6/7)によっては所取[と]能取[と]は二[種]の遍計[所執性]によって空である、が無いと否定すべきことに対して[説示し]そして| 一方によってはそれによって空である智に対して説示することによってなのである| |

著者は前段落の「無上」「に於いて了」「義」として「生起する」もの「の識別は」「二者の車轍によって相応しないと説示」とし、その論拠として前者たる「一」方「は所取[と]能取[と]は二[種]の遍計[所執性]によって空である」「が無い」「否定」「に対して」説示し「一方」「は」「所取[と]能取[と]は二[種]の遍計[所執性]によって空である智に対して説示することによって」「である」とする。

【第27段落】その前者の[考え]方によってまた、が無い[と]否定すべき部分は分位と相応する了義として説示されるが| 了義は究(63b7/64a1)竟としてはでないのであって| [何故ならば]自己[によって]空[であること]を説示する[ように]為す清浄な諸論書に於いて最後に勝義諦であるのだ[と]理解するもの *no śes pa cig* を識別したならば諦[として]成立した[こと](諦実有)に行ったことに付いて思惟し了ってからその識別を為さらないが故[に]であり| 「為に為されるべき所化に対して一切の乗に(1/2)入った」と生起するのは| 他の者達は「中間のご教誨より甚深でないと教示したのであるのであるのだ| 」と説示するけれども| この法輪の内に於いて三者の乗の道が向かう[ように]為す見解を詳細に教示し了ってから有る[という]ことに付いてお考えになるのであるのであって| [何故ならば]補特伽羅の無我の見解(2/3)は声聞と相応すると[説示され]そして| 唯心の見解は独覚と相応すると[説示され]そして| 所取[と]能取[との]二が無い見解は大乗の見解そのもの *ñi/ñid* と説示されたことによってなのである| |

著者は前段落の「前者の[考え]方」としては「が無い」「否定」の「部分は分位と相応する了義として説示」す「る」けれども「了義は究竟としてはでない」とし、その論拠として「自」「空」を説示させる「諸論書に於いて最後に勝義諦である」と「理解するものを識別したならば」諦実有「に行った」と「思惟し」てからその識別を為さ「ないが故[に]」であると、更に第23段落の『解深密[経]』からの第二番目の経証(?)を再提示し、それに対する「他の者達」見解を示した上で「第三の」「法輪の内に於いて三」「乗の道が向か」わせる「見解を詳細に教示し」てから有る[という]ことに付いて「考え」「る」とし、その論拠として「補特伽羅の無我の見解は声聞と相応」し「唯心の見解は独覚と相応」し「所取[と]能取」の「無」「二」の「見解は大乗の見解そのものと説示されたことによって」「である」とする。

【第28段落】「その意義は中間の[法]輪に於いても有るものでないのであるか| 」と[いう]ならば| 中間の[法]輪を本当に詳細な蔵と説示し

たそれは菩薩が他者を護持したが故[に]であるのであるうえ| ここに於いては各自の菩提に入る為に為されたことなのである| |

著者は前段落の主張に対する「その意義は中間の[法]輪に於いても有る」「のでない」「か」という反問を想定し、それに対して「中間の[法]輪を本当に詳細な蔵と説示した」の「は菩薩が他者を護持したが故[に]であり第三の[法]輪」に於いては各自の菩提に入る為に為されたことなのである」とする。

【第29段落】第二[たる]不饒益(害)[するように]為すものは無いことは| 「最後のご教誨に於ける究竟は三の乗と唯心の見解[たる]依他[起性の]諦(4/5)実[有]と| 仏陀の[胎]蔵[たる]常住堅固恒常 rtag brtan ther zug[と]に依止すべきこと等によるならば言葉が如何であれ[それがそうである]通りのものでないのである未了義として成立しり且つ| 論書を著述する阿闍梨[たる]実体性は無い[と述べる]人々によっても未了義と注釈されたのであるのだ| |]と云い| それとそれ[と(かくかくしかじか)の]如く[に]教示することは言葉が如何であれ(5/6)[それがそうである]通りのものでないのであることそのものによって最後のご教誨の空性は未了の義を有つものとして成立しないのであって| [何故ならば]勝義の諦を詮説すべき[ように]為されるべき主要として教示することそのものの故[に]なのである| |

著者は第23段落の「第二」である「不饒益(害)」させる「ものは無いこと」に付いて、最初に典拠を明示しない敵者の主張を提示し、その主張の「如く[に]教示する」の「は言葉」「通り」「でない」「ことそのものによって最後の」「教誨の空性は未了」「義を有つものとして成立しない」とし、その論拠として「勝義」「諦を詮説」「されるべき主要として教示すること」「の故」に「である」とする。

【第30段落】それのみによってそれとして成立するならば中間の弥勒[の]法によって般[若波羅]蜜多の経は未了の義を有つものと説示したこ

とそのものと成るのである | (6/7)

著者は前段落の敵者の主張の如く「三の乗と唯心の見解[たる]依他[起性の]諦実[有]と」「仏陀の[胎]藏[たる]常住堅固恒常[と]に依止すべきこと」「のみによって」「未了義」「として成立するならば中間の弥勒[の]法によって般[若波羅]蜜多」「経は未了」「義を有つものと説示したこと」「と成る」とする。

【第31段落】中[観帰]謬[派と]自[立派と]として述べる阿闍梨がたによつては最後のご教誨は未了の義を有つものと説示されたのでないのであつて | [何故ならば]月[称]の足下と *Ka ma la śī la* [との]二方によつて最後のご教誨の究竟の見解の部分から義そのものとして説示されたが故[に] | それ[たる]話としても | 最後のご教誨の内に於いて(64a7/b1)空性の義を教示する教示しないの二の部分に開き了つてから | 最初を未了義[と]そして | 後者を了義と説示するのは | 如何であれ話として | 「未了義を仰せになったのはまた通達してから未了たる(引導する)べき[ように]為されるべく且つ | 」と[仰せになった]そして | 「空性[の]義を有つもの[たる]了義がまた分かる[ように]しなさい | 」と仰せになったそれぞれそのものの注釈から(1/2)明らかなのである | |

著者は更に「中[観帰]謬[派と]自[立派の]「阿闍梨」「は最後の」「教誨は未了」「義を有つものと説示」し「たのでない」とし、その論拠として「月」称「と *Ka ma la śī la*」によつて最後の「教誨の究竟の見解の部分から了義そのものとして説示されたが故」にであり、また「最後の」「教誨」に於いて空性の義を教示する教示しないの二の部分に開「てから」「最初を未了義」「後者を了義と説示するのは」として典拠を明示しない二種類の教証を提示した上で「その」「注釈から明らか」「である」とする。

【第32段落】『中[観]明』からも | 「経部[たる]『解深密[経]』の見解は言葉が如何であれ[それがそうである]通りの了義そのものとして成就するその章品に於いて | 如何であれ話として | 「世尊が生まれること

が無いこと等を教示した勝義の為に為さったこと」のみに付いて詮説し
了り且つ| 実体性は(2/3)無い三種類のお考えを教示したことによって
中[観]の道[たる]二の辺と離れたことを完全に教示したが故[に]了の義
のみの典籍を創設する様に為さったのであるのであるのだ| |中[観]派
[の]人々はまた三の実体性を完全に設定したのを承認しないのではない
のであって| 」と(3/4)明らかに仰せになったのである| |

著者は『中[観]明』「から」一種類の教証を提示して、前段落の著者の主張を実証する。

【第33段落】有雪国[の]他の人々は開宗する二の差別はこれ[たる]話
として| 「一般[的に]全ての所知は正量によって成立し了り且つ| そ
の有法の上に否定すべく為されるべきを諦実[有]によって空であると決
定すること[たる]実体性は無いと述べる[考え]方と| (4/5)全ての所知
を三の性相に集め了ってから| 円成[実性]と依他[起性]とは諦として
成立し了り且つ| 遍計[所執性]は正量によって成立し了るけれども諦
[として]無いと決定すること[たる]瑜伽行派の[考え]方[と]なのである
| |」とそして| 「瑜伽行派によって法輪[の](5/6)中間は未了義[と]そ
して| 最後は了義と同意され、実体性は無い派によって| 最後は未了
義[と]そして| 中間は了義と同意される| 」と大乘の学説を見るべく
そして説示すべき伺察の目と| 善説の舌端が衰退する様に為す模糊と
見解の(6/7)残虐な武器[と]これは最初そのものに排除する様に為し了
ってから| 前に説示し了るやいなや(等無間)のその意義そのものに真
実を生じるべくお願いする| |(64b7/65a1)

著者はチベットの「他の」学僧達の「実体性は無い派」と「瑜伽行派」との
「二の差別」に関する典拠を明示しない二種類の見解を提示して、その様
に「大乘の学説を見」「説示すべき伺察の目と」「善説の舌端」を「衰退」させ
る「模糊と見解」と「の残虐な武器」と「は最初」「に排除」させ「てから」「前
に説示し」たばかりの著者の主張の「意義」「に真実を生じるべくお願いす
る」とする。

<2231>最初[の項目]は| また述べたことは| 「仏教[たる]大宝を把握する担当者(?) khur khyer ba[hi]の| |以前[に]おいでになった法の沢山の庫蔵 bañ (1/2) mdzod によっても| |把握されなかった了義[たる]如意大宝[珠]を| |誰であれ把握した[こと]を伺察することは法の海であるのだ| |と[いう]ことは| 「以前[に]インド[と]チベット[と]においでになった偉大な方々も大乘の木車の車轍が最高[に]真に精通される様に変化した二者達に対して中[観と唯]心[と]の[考え]方を個別に分け了ってから説示する方と| また一は大中[観の方]と| 他は断じる見解(断見)を承認する方[とと]なのである| |と仰せになることそれ等の知恵の多くの庫蔵を把握した宜しく説示(善説)した宝珠はこれ[の]如く[に]| 「所取[と]能取[と]が二として無(3/4)い(無二の)智[たる]自証[の]自明 rañ gsal ba[で]これは| 経と密咒[と]が集まった全ての教典の了義の究竟の精髓と| それに於いて性相[に]執着する増益を断じる道理を実体性は無いと述べる阿闍梨がたの宜しく説示した(4/5)もの[と]なのである| |と説示し分かる hčhad śes それは「伺察の海に於いて顕示し得るのである| |と自己の善に最高に喜ぶことによつて木車の第三の車轍そのものとして信解する様に為したのである| |

著者は自身の主張を述べる典拠を明示しない一種類の教証の偈頌を提示し、その偈頌を注釈して「以前」の「インド[と]チベット」の「方々も大乘の木車の車轍」[に]精通「した二者」[に対して]中[観と唯]心[と]の[考え]方を個別に分け「て」「説示する方と」「大中[観の方]と」「断見」を承認する方[と]の三種の「方々」で「それ等の知恵の」「庫蔵を把握し」善説「した宝珠は」「所取[と]能取」「が」無二である「智」たる「自証[の]自明」であり「経と密咒」「が集まった」「教典の了義の究竟の精髓と」「了義の究竟の精髓」「性相[に]執着する増益を断じる道理を実体性は無いと述べる阿闍梨」が善説「したものと」「である」「と説示し分かる」「伺察の海に於いて顕示し得る」「と自己の善に」「喜び」「木車の第三の車轍」「として信解する様に為した」とする。

<2 2 3 2> 【第1段落】第二[の項目]は| 「ここに於いて或る人は至聖は二種類 *nam gñis po* [で]| |了義を識別する[こと]が(5/6)一致しない[と]云うことそして| |有る人は無着[の]足下の中[観]も| |月称 *Zla bar grags pa* [hi]の典籍[それがそうである]通り[に]説示する[と]云いそして| |他の人々は『大乘宝性[論]』の見解も| |帰謬[と]自[立との]中[観]典籍[それがそうである]通りであるのである[と]誇りそして| |勝義を[唯]識[と]述べる見解と| |(6/7)中[観]の見解[と]宗義[と]とは矛盾すると云うことそして| |と[いう]のは| |それ等の意義は一般的に説示し了り終わったものそのものによって成立したけれども| |清弁が無着に対して否定を為さったその時に| |無着[の]足下は聖者でないのだと為し了ってから| |彼の(65a7/b1)論書に生起する見解は聖者と一致しないと説示したけれども| |彼のお考えは他に導くべき必要があつて| |[何故ならば]『中観莊嚴の自注』*dBu ma rgyan gyi ran hgrel* (北京版No. 5285)と| 『中[観]の教授[たる]大宝[の]篋』*dBu mahi man nag Rin po chehi za ma tog* (北京版No. 5325)と| 注釈[たる]『明[句]義[論]』*Don gsal* (北京版No. 5191『現観莊嚴論[小]註』)[と]等から聖者そのもの(1/2)として説示されたり且つ| 『明句[論]』に於いて第三の地が証得されたとも説示されたことそして| 他にも聖者であると説示したものは本当に沢山で且つ| *Blo brtan* が| *Sahi bstod hgrel* に於いて| 「聖者[たる]無着は牟尼[たる]如意樹 *Thub pa dPag bsam śin* [に]変じ了ってから| |と[説示され]そして| (2/3)「[仏]法相続の三昧が獲得され了ってから無能勝(弥勒仏)*Ma pham pa* に法を直接に聴聞なされた」と説示されたので了の義が迷乱すると説示するものは何処に有りましようか| 清[弁]が否定したのは| 無着ご兄弟の典籍に於いて唯心の宗義を教示する[ように]為す部分それそのものを否定したので(3/4)あるのであつて| [何故ならば]他としてであるならば主尊[たる]無能勝の典籍をも否定する様に出来るのか| 自証の智を否定したのも| 見解が増益を断じる時であるのだが| 他としてであるならば第四の灌頂の智を修所生の智が滅除すべく無いと説示したそれをも否定する(4/5)様に為さったか| 無着[の]足下が実体性は無い見解に依存し了ってから聖道は証得されると説示するならば| 自己の典籍に於いて著述者自

身のお心にお生まれになった見解それを記録せずに| 唯心の見解に対して中[観]の見解であると説示することは(5/6)論書を著述する阿闍梨がたの[考え]方が如何であるのであるか| 法智 *chos śes* は| 世親を調伏すべきが故[に]であるのだと云って| [何故ならば]その如くであるならば天尊ご自身が無着に『現観莊嚴[論頌]』を唯心として注釈する様に授記する必要があるが| [何故ならば]「不敗依怙主(弥勒仏)(6/7)に聴聞なさってからは| |偉大なる論書の注疏をお造りになった| |」と[いうの]は法[の]子弟 *chos bśes*[たる]彼自身によってまた[授]記は正量と為されるが故[に]| 無着は自分をご覧になった見解それを『宝性論の注釈』に記録したのである[と]想うならば| その時『地[の]五部[論]』 *Sa sde* 等[の]他の典籍の見解(65b7/66a1)も中[観]に変じて| [何故ならば]『宝性[論]』の見解から見解の部分を別に分けるべく出来ないが故[に]| 『釈量[論]』 *Tshad ma mam ḥgrel* の見解[それがそうである]通りなのである| |

著者は典拠を明示しない一種類の教証を提示し、その教証の「意義は一般的に説示し」「たもの」「によって成立」する一方で「清弁が無着」を「否定」し「た」「時に」「無着」「は聖者でない」「と」「し」た上で「無着」「の論書」の「見解は聖者と一致しないと説示したけれど」「清弁」「の」「考えは他に導く」「必要があ」とし、その論拠として『中観莊嚴の自注』『中[観]の教授[たる]大宝[の]篋』『現観莊嚴論[小]註』『等』で「無着」「は」「聖者」「として説示され」また『明句[論]』で「第三」「地」を「証得」し「たとも説示」し「他にも聖者であると説示したものは本当に沢山で」とした上で *Blo brtan* の *Saḥi bstod ḥgrel* から二種類の教証を提示した上で「了」「義」が迷乱すると説示するものは何処にも無いとし、更に「清[弁]」が否定したのは「無着」「兄弟の典籍」で「唯心の宗義を教示する」「部分」「否定したのである」とし、その論拠として、そうでないならば弥勒仏「の典籍をも否定する」ことになってしまうとし、更に「清[弁]」が「自証」「智を否定したのも」「見解が増益を断じる時である」とし、そうでないならば「第四」「灌頂の智を修所生の智が滅除」しない「と」の「説示」「をも否定する」はずなのに「否定」していないとし、更に「無着」「が実体性は無い見解に依存し

「て」「聖道は証得されると説示するならば」「自己の典籍に」「著」「者自身
の」「心に」「生」じ「た見解」を記録せず「唯心の見解」を「中[観]の見解で
あると説示する」の「は」「論書を著述する阿闍梨」「の」「如何」なる考え
「方」「であるの」「か」分からないとし、更に「法智は」「世親を調伏すべき
が故[に]である」とし、その論拠として「そ」うだとする「ならば」弥勒「が
無着に」『現観莊嚴[論頌]』「を唯心として注釈する様に授記する必要が
あ」とし、その論拠として典拠を明示しない種類の教証を提示した
上で「無着」「自身によって」授「記は正量と為されるが故」にであると
し、更に「無着は自分が」見「た見解」を『宝性論の注釈』「に記録した」と「想
うならば」同「時」に『地[の五]部[論]』「等[の]他の典籍の見解も中[観]
に」変じるとし、その論拠として『宝性[論]』「の見解から」その様な「見
解」を別に分けることが「出来ないが故」にであり『釈量[論]』「の見解」
「通り」「である」とする。

【第2段落】また後のチベット人達が「『現観莊嚴[論頌]』以外の弥勒
と関連する(1/2)法[たる]二十の部(弥勒法五部、瑜伽師地五論、『阿
毘達磨集論』、『摂大乘論』、世親品類八部)と共許[の]それを| 唯心の
みとして注釈した虚言矯正(?)rdzun tshig gshuñ sroñ ba[hi]の為(故)に
ched du| 『喜金剛』の三統 rgyud gsum[で]教授(口訣)と共なる見解は
唯心に住して| [何故ならば]勝義の実体を唯識と承認したが故[に]|
」(2/3)と云い| それに於いては経教と| 道理と| 承認したこと
[と]と矛盾する三が入るのである| |

著者は「後のチベット人」の典拠を明示しない主張を提示した上で、そ
の主張「に」「は」第一に「経教と」「矛盾」し、第二に「道理と」「矛盾」し、第
三に「承認したこと[と]と矛盾する」という「三が入る」とする。

【第3段落】最初は| 貴方がたによって中[観]が究竟として同意され
る『秘密集[会]』と| 他者に共許である『時の輪』[との]二者はまた
見解が唯心(3/4)に住する様に成るのであって| [何故ならば]そこに於
いて勝義[たる]菩提の心と| 心の金剛と| 心[で]自性による光明[と]

シャーキャチョクデン著『了義を一つに成就すべき論書の詳細な注釈』考(XI)

等を| 勝義諦の事相と説示したが故[に]そして| 最高の全ての種類
[と]共なる空性の実体を智として(4/5)説示したが故[に]なのである|
|

著者は、前段落の第一「は」「後のチベット人」が「中[観]が究竟として
同意」する『秘密集[会]』「と」「他者に共許」の『時の輪』との「二者は」「見
解が唯心に住する」「の」であとし、その論拠として「二者」「に於いて勝義
[たる]菩提」「心と」「心の金剛と」「心」の「自性による光明」と「等を」「勝義
諦の事相と説示したが故[に]であり、また「最高」「全」「種」と「共なる空性
の実体を智として説示したが故[に]「である」とする。

【第4段落】第二は| 仏陀の地が集めた世俗の諦は有るのか無いのか|
有るならばそこに於いて無明が有る様に成り| 無いならばそこに於
いて智は有るのか無いのか| 無いならば帰謬の[考え]方と矛盾しなく
させよ| 『秘密(5/6)集[会]』と矛盾し| 有るならば智を勝義として
承認する者[たる]汝も唯心に[帰]謬する様に成るのである| |

著者は、第二段落の「第二は」「仏」「地が集めた世俗」「諦は有るのか無
いのか」と自問し、自答して「有るならば」「仏」「地」「に於いて無明が有る
様に成」とし、更に「無いならば」「仏」「地」「に於いて智は有るのか無い
のか」とし、自答して「無いならば帰謬の[考え]方と矛盾」するので「矛盾
しな」様に「せよ」とした上で「無いならば『秘密集[会]』「と矛盾」す
ると「し」「有るならば智を勝義として承認する」「後のチベット人」は「唯
心に[帰]謬する」こと「に成る」とする。

【第5段落】第三は| それ等の見解が唯心に住するならば| それによ
って依他[起性]が諦[として]成立した見解を承認したことと成って|
[何故ならば]それぞれ(斯く斯く云々)の見解(6/7)として汝によって同意
されるが故[に]| 同意できなくて| [何故ならば]教授としては|
心は幻[と]そして| それはまた自性は無いと成就するが故[に]なので
ある| |

著者は、第二段落の「第三は」第三・四段落「の」「見解が唯心に住するならば」「それによって依他[起性]が諦[として]成立した見解を承認したことと成」とし、その論拠として第二段落に述べた「後のチベット人」「の見解として」「同意」す「るが故」にであり、また「後のチベット人」はその様に「同意」も「できな」とし、その論拠として「教授としては」「心は幻」と「成就」し「そして」「依他[起性]」「は」「自性は無いと成就するが故」に「である」とする。

【第6段落】三統 rgyud gsum に於いて実体性は無いと述べる典籍から生起する如き無変異円成[実性]を諦[として]空と成就(66a7/b1)する道理を説示しなかったのが唯心と成るならばマア| 『秘密集[会]』[の]聖者類(?) hphags skor の一切の典籍もそこに於いて[帰]謬そのものと成る上| 阿頼耶[識]を因相統 rgyu rgyud として承認したことによって唯心と成るならばマア全ての統部もそれぞれものに(1/2)[帰]謬する様に成って| [何故ならば]詮説すべく為されるべき(所詮たる)意義の相統と言われるそれは阿頼耶[識]以外に於いて識別しするに無いが故[に]そして| 阿頼耶[識]に対してその識によって特別[に]同意するならばマア大笑いの住処に行ったが故[に]| 顕現を心に承認したことによって(2/3)それに成るならばマア経[量]部の究竟の見解もそこに於いて[帰]謬したものそして| 昔[たる]時の中[観の]見解[の]指導者 Ita khrid pa は除外し| チベットの偉大な修習者[で]昔おいでになった方[の]全ても唯心そのものに[帰]謬する様に成るのである| |

著者は「三統に於いて実体性は無いと述べる典籍」で述べている「如き無変異円成[実性]を諦」「空と成就する道理を説示しなかったのが唯心と成るならば」「秘密集[会]」の「聖者類(?)」の一切の典籍も「唯心」に帰「謬」すること「と成」り、更に「阿頼耶[識]を因相統と」「承認したことによって唯心と成るならば」「全ての統部も」「唯心」「に[帰]謬する様に成」とし、その論拠として所詮たる「意義の相統」「は阿頼耶[識]以外に」「識別」されない「故」にであり、また「阿頼耶[識]に対して」「阿頼耶」「識によっ

て特別[に]同意するなら」「大笑いの」種である「が故」にであり、更に「昔」「時の中[観の]見解[の]指導者は除外し」「昔」の「チベットの偉大な修習者」「全ても唯心」「に[帰]謬する」ことと「成る」とする。

【第7段落】他[に]も貴方が | 最後の[法]輪の見解を唯心[と]そして | 中間の[法]輪の見解を中[観]と承認したことによって勝者が法を教示する[やり]方の次第と矛盾して | [何故ならば]勝者によっては唯心の見解が先に教示され了ってから | その後に中[観]を教示する必要があると仰せになったが故[に]なのである | |

著者は、第二段落の「後のチベット人」「が」「最後の[法]輪の見解を唯心」「中間の[法]輪の見解を中[観]と承認した」ので「勝者が法を教示する[やり]方の次第と矛盾」とし、その論拠として「勝者」「は唯心の見解」を「先に教示し」「てから」「その後に中[観]を教示する必要があると仰」しや「ったが故」に「である」とする。

【第8段落】また或る者が曰く | (4/5)「阿闍梨[たる]陳那 *Phyogs kyi glañ po* は唯心の学者 *pañḍita*[で]そして | 彼の論書[たる]『量の経』*Tshad mahi mdo*(北京版No. 5700~2『集量[論]』)と | 『観所縁[論]』*dMigs pa brtag pa*(北京版No. 5703~4)等は唯心の論書のみであるのであるうえ | それ[が]そうである]通りに『八千[頌般若経]』*brGyad stoñ*(北京版No. 734)[の]意義を集めるべきにでも[般若]母のお考えを唯心として注釈(5/6)したのであるのであるのだ | |」と説示するそれは不適切であると教示するのは | 「陳那が『勝者母[大般若経]』*rGyal yum*(北京版No. 730)[の]意義を]集めたもの[*b*]*sdus pa*[*r*]に於いても | 般[若波羅]蜜多を唯心[の]考え]方に注釈したとそして | |」と[いう]こと[で]その如く[に]説示するそれは | 陳那自身の思いによってでもないのであるうえ | 実体(6/7)性は無い派が設定すべき時に於いてでもないのであるが故[に] | その最初の分かる[ように]為すもの(根拠)は | 『八千[頌般若経]』*brGyad stoñ pa*の意義を集めたマア[般若]母のお考えを弥勒と無着[と]の如何なる如く[に]であれ注釈したそれそのものを説示する

様に承認する宗義を述べる四[者]の内部項目の唯心(66b7/67a1)派をその[考え]方に於いて注釈しる様に説示しなくて| [何故ならば]如何であれ話として| 「幻など[の]喩[例]によっては| 依他[起性]は完全に教示されたり| 」と依他[起性]を自性が無い(無自性)と説示するが| 諦の種類そのものとして説示しないが故[に]| 第二(1/2)の根拠は| 月[称]の足下がまた| 「世親と護法 **Chos skyon**[と]陳那[との]三方によって空性の意義は完全に円満する様に注釈されなかった」と説示しているのであるのだが| 中[観]として注釈しなかったと説示するのではないのであって| [何故ならば]「これ以外であるならばこの法(2/3)は| 如何なる如くであれ無いそれが[そうである]通りに| 」と[いう]ことによって中[観]の論書以外であるならば空性と言われるこの法を不顛倒と説示したことは無いのである| 」と[いう]ことを根拠の喩[例]として配置し了ってから| 「ここに於いて生起する考[え]方がまた他であるならばマア| 無いと(3/4)精通する方々が確定する様に為さって下さい| 」と世間[に]共許[である]部[を]行[じる] **hJig rten grags sde spyod pa**[hi]中[観]のこの[考え]方は瑜伽行の中[観]と| 経部行の中[観]と| 毘婆沙と一致する様に行じる **Bye brag tu smra ba dañ hthun par spyod pa**[hi]中[観]と]等の[考え]方に無いのであると説示するであろう(4/5)のであるのだが| 唯心派の論書に於いて十六の空性と二十の安立すべき[と]を説示するであろうのが有ると月[称]が承認なされないが故[に]| またこれが想われるとして| 「所取[と]能取[と]が二[として]無いうえ| 二[として]無い智が有ると同意するそれは数論 **Grañs can** の同(5/6)意そのものとして清[弁] **Legs ldan** が説示したのでないのであるか| 」と[いう]ならば| 説示したけれども| 汝に於いてもそこに於いて説示したことそのものによって唯心の宗義でないのであることそのものとして何の故[に]成立しないのか| その阿闍梨の思いは| 「所取[と]能取[との]二とその智[との]三(6/7)者に於いても性相[として]執着する知覚を捨て去る必要があるが故[に]| であるならば| 三者は無相として決定する必要がある| 」と[いう]ことであるのであるうえ| 反面の見解としてであるならば| 能遍[たる]能取を否定したことによって| 所遍[たる]智に於いて能取は破滅したと説示することに

よって木車の車轍は各(67a7/b1)々なのである | |

著者は「或る者が曰く」として典拠を明示しない一種類の敵者の教証を提示し「それは不適切であると教示するのは」として更に典拠を明示しない一種類の敵者の教証を提示した上で「その如く[に]説示する」の「は」第一に「陳那自身の思いによる」ので「ない」し、第二に「実体性は無い派が設定すべき時に於いてでもない」「が故」にであると「その」第一「の」根拠「は」『八千[頌般若経]』の「意義を集めた」般若「母の」「考えを弥勒と無着」が「注釈した」「ものを説示する様に承認する宗義を述べる四[者]」の内部項目の唯心派をその[考え]方に於いて注釈「す」る様に説示しないとし、その論拠として典拠を明示しない一種類の教証を提示し「依他[起性]を」無自性「と説示する」けれども「諦の種類」「として説示しないが故」にであると「第二の根拠は」として典拠を明示しない一種類の「月」称の教証を提示し、その様に「説示している」けれども「中[観]として注釈しなかったと説示するのではない」とし、その論拠として典拠を明示しない一種類の「月」称の教証を提示し、その教証を「根拠の喩[例]として配置し」として、更に典拠を明示しない一種類の「月」称の教証を提示し、その教証の主張である「世間」「共許」「部」「行」「中[観]の」考え「方は瑜伽行」「中[観]と」「経部行」「中[観]と」「毘婆沙と一致する様に行じる中[観]と「等の[考え]方に無い」「と説示するであろう」けれど「唯心派の論書に於いて十六の空性と二十の安立すべき[と]を説示するであろう」「と月[称]が承認」しない「が故」にであると、更に典拠を明示しない一種類の敵者の反論を想定して提示し、反論の如くに「清」弁は「説示したけれど」敵者「に於いても」「清」弁の主張「によって唯心の宗義でない」として何「故[に]成立しないのか」成立するとし、更に「清」弁の「思い」を想定して典拠(?)を明示しない一種類の教証を提示し、その「反面の見解として」「能遍[たる]能取を否定したことによって」「所遍[たる]智に於いて能取は破滅したと説示することによって木車の車轍は各々」「である」とする。

【第9段落】 瑜伽行のその[考え]方を基礎と為したことに於いてまた |

能取を否定する[考え]方は相似しない二が生起し了って| [何故ならば]所取が無い因による否定は| 一般[的]な[考え]方であるのであるう
え| 『釈[量論]』をお造りになったことによつては| 能取を実体によ
つて空として成就する(1/2)ことに於いて一と多[とと]離れた証因を配
置する様に為さつたうえ| 所取を実体によつて空としてまたその証因
そのものによつて成就する様に為さつたことによるならば| 『釈[量論]』
に於いて一[と]多[とと]離れた道理を二回仰せになったのである| |

著者は「瑜伽行の」前段落の考え「方を基礎と為したことに於いて」「能
取を否定する[考え]方は相似しない二が生起」とし、その論拠とし
て第一に「所取が無い因による否定は」「一般[的]な[考え]方であり、第
二に『釈[量論]』を「を」「造」「つたことにより」「能取を実体によつて空と
して成就する」の「に」「離」「一」「多」の「証因を配置」し「所取を実体によつ
て空と」する「証因」によつて成就させ「た」ので『釈[量論]』では「離」
「一」「多」の「道理を二回」主張し「た」とする。

【第10段落】rNog 大翻[訳師]は| 『釈[量論]』をお造りに(2/3)なつ
たそれ等の道理そのものによつて竜樹[の]ご足下がお考えの全ての見解
を決定した gtan la phebs/pheb pa[r]と承認なさつて| [何故ならば]
如何であれ話として| 「諸法は自性が空である[やり]方に於いて入門
[たる]|| | 眞実[たる]正理聚を竜樹[の]お顔から仰せになつたそれが|
| 道理の(3/4)自在[たる]『釈[量論]』をお造りになつた麗しい典籍か
ら| | 明らかに通達されてから全ての他の劣悪な[考え]方を根[それが
そうである]通り[に]捨てよ| |」と説示するのである| |

著者は rNog 「翻[訳師]は『釈[量論]』を「を」「造」「つた」「道理」「によつ
て竜樹」「が」「考えの全ての見解を決定したと承認」したとし、その論拠
として典拠を明示しない一種類の rNog 「翻[訳師]」の教証を提示する。

【第11段落】またチベットの或る阿闍梨がたは| 「世親が『二万[頌]
注解』 *Ni khri gshuñ hgral*(北京版No. ?)で[般若]母のお考えを唯心に注

積したうえ| (4/5)その識別は三の[般若]母(『十万頌般若経』、『二万五千頌般若経』、『八千頌般若経』)[で]損害を滅除するとして共許であるこれそのものなのである| |と仰せになったことそして| 世親を唯心派と述べる後[代]の偉大な方々は曰く| 「この方が[般若]母[の]意義を中[観]と注釈したが故[に]| 世親が為したのでないのであるのだ| |」と(5/6)尋思(虚妄分別)[で]徹底していないそ[の]一切の錯誤[の]根源は| その『二万頌注[解]』に於いて依他[起性]は諦[として]無いことと| 空[の]基礎(事物)の有法として法性を把握したことと| 究竟は一の乗と説示したこと[と]によっては実体性は無い宗義に懷疑してから世親のものでない(6/7)のだと述べ| 遍計[所執性]等[の]三の実体性に分けたことと| 個別[的]自己[による]証悟の智を説示したこと[と]等によっては唯心と錯誤してから世親が為したと述べるのであるのだけれども| 我々は| その教言から瑜伽行の中[観]で徹底した(67b7/68a1)ものと説示したが故[に]であるならば主尊[たる]無能勝のお考えとして確定するのである| |と説示するのは| 「世親[の]ご足下が三の[般若]母[で]損害を滅除するとして| |[唯]識を説示したが故[に]中[観]でないのであるのだと| |誰であれ説示する彼等は智慧[たる]犬歯と| |(1/2)多く聞く耳[と]と離れ了ったが| |二の車轍[たる]木車の仏教[たる]大荷物と| |計る[ように]為す[もの](能秤)を変えたが象であるのだ[と]想うこと| |それは全て顛倒する様に指図する山によって| |或る遠くから重大さに屈服させられる[こと]でないのであるか| |以前[に]おいでになった学者が計らなかつた顛倒の荷物| |(2/3)それのみを計ったことによって疲労する様に成らないか| |」と[いう]のは| これは弥勒と関連する法[たる]二十の部を唯心と説示する教理[と]道理[と]を徹底[的]に分からないが木霊[それがそうである]通りに宣布する様に為す追隨者たちに対して嘲笑するものであるのであって| [何故ならば]「ご教誨[で]最後の[法]輪[たる](3/4)『解深密[経]』の論書と共なるもの等は| 独覺と隨順する見解のみ以外[に]大乘の見解を教示しなかつたことによって| そこに於いて説示した五の道と十の地[と]の設定が錯誤したのである| |」と説示したならば| 主尊が(4/5)「誰であれ意がマア法に対して嫌悪する彼に於いて[解]脱は何処に有るか|

』と仰せになったそれは金剛の七の住処を教示する最後のご教誨の為に為された法を捨離する過失と明らかな故[に]なのである | |

著者は「チベットの或る阿闍梨」の典拠を明示しない一種類の主張を提示し、その主張に対して「世親を唯心派と述べる後[代]の」「方」の同じく典拠を明示しない一種類の教証を提示し、その様に「説示するのは」として更に典拠を明示しない一種類の教証を提示した上で「この教証[は]」「弥勒と関連する法」「二十」「部を唯心と説示する教理[と]道理」「を徹底[的]に分からないけれど」「木霊」の様「に宣布」させる「追隨者たちに対して嘲笑するものである」とし、その論拠として典拠を明示しない一種類の主張を提示し、その様に「説示したならば」として、典拠を明示しない一種類の弥勒の経証を提示し、その主張は「金剛の七の住処を教示する最後の」「教誨の為に為された法を捨離する過失と明らかな故」に「である」とする。

【第12段落】 彼等は何のであれ追隨者の典籍を著述する者[で] (5/6) 彼等に対して嘲笑する様に出来るのでないのであって | [何故ならば] 彼等著述者は | 如何のであれ話として | 「自己の心は長久[に]善説が習熟され接受を生じるが故[に]ここに於いて喜びが生じた | |」とそして | 尊者[たる]解[脱]軍が | 「宗の義[の]廣大 rab hbyam[s]に熟達する (6/7) 様にまた理解を著述することは般若が増大する因なのである | |」と説示する如く[に]なのである | |

著者は、前段落の敵者「等は何」か「の」「追隨者の典籍を著述する者」であっても、前段落の教証の如くには「彼ら」を「嘲笑」は「出来」「ない」とし、その論拠として「彼等著述者」に付いて典拠を明示しない一種類の「解[脱]軍」の教証を提示する。

< 2 2 3 3 > 【第1段落】 第三[の項目]は | 「その様な愚痴と徒労[と]を克服する為[に]そして | | 自分自身が木車の車轍に習熟する[ように]為されるべき為に | | 沢山の意義[を]少しの言葉[で]知覚に易しく且つ

理解できる | |sdebs/sdeb(68a7/b1)宜しきを備えた綴り字 sbyor[たる]これを作ったのである | |と[いう]のは | 木車の偉大な二の車轍の未了と了[と]の義を完全に分析した(智力の)論書[たる]『[中観]大宝灯[論]』*Riñ po chehi sgron me*(北京版No. 5254)は[火が]燃えるが如く長久に獲得されず且つ | 言葉だけ獲得されても偏執の力(1/2)によって | 一の車轍は唯心の見解そして | 別は断の見解そのものとして「愚痴と」 | その力によって偉大な聖者各々の典籍のお考え以外に追求する「徒勞」によって論書が著述されることと | それそのもの以外に(2/3)説示することと聞くこと[と]等の未来の「徒勞」[と]を克服する為[に]そして | 自分自身も木車の各々の車轍に於いて徹底そのものとして習熟する様に為したことによるならば | これは諦[である]が他は「愚昧」なのである | |と法を捨離する未来の過失が生起しない(3/4)為になのである | |

著者は典拠を明示しない一種類の教証を提示して、以下にその教証を注釈して「木車の」「二の車轍の未了」「義」「と了」「義」と「を完全に分析した論書」である『[中観]大宝灯[論]』「は[火が]燃えるが如く長久に獲得されず」「言葉だけ獲得されても偏執の力によって」「一の車轍は唯心の見解」「別は断の見解」「として愚痴と」「その」「偏執」「の力によって」「聖者」「の典籍の」「考え以外に追求する徒勞によって論書が著述されることと」「聖者」「の典籍の」「考え」「以外に」「説示」し「聞く」「等の未来の徒勞と」「を克服する為」に「そして」「自分自身も木車の」「車轍に」「徹底的に」「習熟」させ「たことによるならば」「これは諦[である]が他は愚昧」「である」「と法を捨離する未来の過失が生起しない為に」「である」とする。

【第2段落】その如く[に]目的を説示し了ってから | [作]業として為すべきことは | この[作]品は「少しの言葉」であるけれども「沢山の意義」などであって | [何故ならば]直接にそして | 間接にそして | 余言 [tshig] hphro[s]そして | 辺言 tshig zur によって表明してから | 大中 [観]の[考え]方[の](4/5)二の宗の義を徹底[的]に説示したことによってなのである | |

【第3段落】「知覚に易しい」のは| 所立(宗)を何であれ成就するその能立(因)の教理と道理[と]が何であれ有るその証因の三の[やり]方(三相)を記憶[の]道に投じることが出来るのである| |

著者は前段落の教証中の「知覚に易しい」を注釈して宗「を」「成就する」因教理と道理「証因の」三相「を記憶[の]道に投じることが出来る」とする。

【第4段落】「理解できる」のは| その如く[に]投じた(5/6)ことによってその所立が通達される正量が生じること或いは| 典籍の言葉が依止され且つ意[の]上に適うことなのである| |

著者は第一段落の教証中の「理解できる」を注釈して、前段落の如くに「投じたことによって」宗「が通達される正量が生じ」「典籍の言葉が依止され」「意[の]上に適う」とする。

【第5段落】「宜しきを備えた綴り[字]」は| 住民の言葉に落ち了らずに| 經典の重大であっても平等な文字そのものに綴ったものなのである| |

著者は第一段落の教証中の「宜しきを備えた綴り[字]」を注釈して「住民の言葉に落ち」「ずに」「經典の重大であっても平等な文字」「經典の重大であっても平等な文字」「に綴った」「のである」とする。

【第6段落】「作ったのである」と[いう]のは| 真実(6/7)に精通し且つ通暁した意義なのである| |

著者は第一段落の教証中の「作ったのである」を注釈して「真実に精通し」「通暁した意義」「である」とする。

(以下続く)